

一般社団法人 再生医療福祉支援基金
寄付金等取扱規約

(目的)

第1条

この規約は、一般社団法人再生医療福祉支援基金（以下「当基金」という。）が受け入れる寄付金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条

当基金は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき
 - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ 寄付者の意向が公序良俗に反する場合、その他財団が受け入れるのに相応しくない場合
 - へ その他理事長が当基金の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金等を受け入れることにより、当基金の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が当基金の目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄付金等の種類)

第3条

当基金が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄付金
 - イ 用途特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄付金 当基金が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規約における寄付金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む

(寄付金等の募集)

第4条

寄付金等の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄付金等の募集は行わないこと
- (2) 寄付の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄付の勧誘を受けた者や、寄付者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

(受入手続)

第5条

寄付金等を当基金に寄付しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄付金の申し込みを行う。

2 当基金は、前項により寄付金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないこと確認し、寄付金等の受け入れを行う。

3 寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄付の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄付金等の取扱い)

第6条

一般寄付については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。

2 用途特定寄付金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

3 募集特定寄付金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第7条

募集特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

また、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第8条

一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、募集特定寄付金に限り、募金目論見書を寄付者に送付するものとする。

受領書は、当基金の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び

その受領年月日を記載するものとする。

(募集特定寄付金に係る結果の報告)

第9条

当基金は、募集特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途
予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。
ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

また当基金は、募集特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係
る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するもの
とする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

第10条

この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項があるときは
理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、当基金が一般社団法人 再生医療福祉支援基金として登記した日か
ら施行する。